

国立大学法人岩手大学再雇用職員就業規則

平成26年1月1日 制定
令和8年1月29日 最終改正

（目的）

第1条 この規則は、国立大学法人岩手大学職員就業規則（以下「就業規則」という。）第25条の5の規定に基づき、国立大学法人岩手大学が1年を超えない範囲内で雇用の期間を定めて雇用する職員（以下「再雇用職員」という。）の就業に関して必要な事項を定めることを目的とする。

（再雇用職員の名称）

第2条 再雇用職員の名称は、次のとおりとする。

- 一 事務職員(再雇用)
- 二 技術職員(再雇用)
- 三 技能職員(再雇用)
- 四 医療職員(再雇用)

（対象者）

第3条 再雇用職員の対象となる職員は、就業規則第2条に規定する教員以外の職員のうち、次のいずれかに該当する者とする。

- 一 令和5年4月1日以降に、満60歳に達した日以降における最初の3月31日以降に就業規則第21条第1号の規定により退職した者
- 二 令和5年4月1日以降に、法人等（本学以外の国立大学法人、大学共同利用機関法人、国立高等専門学校機構、文部科学省関係法人等）を定年退職した者又は定年前に満60歳に達した日以降における最初の3月31日以降に退職した者

（採用）

第4条 学長は、前条に規定する対象者が引き続き雇用を希望した場合であって、当該者が就業規則第26条又は第27条のいずれにも該当しない場合に採用する。

- 2 前項の規定は、次条の規定により任期を更新する場合も同様とする。
- 3 前条第2号に規定する者については、個別に協議の上、採用することができる。

（雇用期間）

第5条 雇用の期間は、4月1日から3月31日までの1年を超えない範囲内において定める。

- 2 前項の期間又はこの項の規定により更新された期間は、1年を超えない範囲内で更新することができる。
- 3 前項の更新後の任期の末日は、満65歳に達する日以後における最初の3月31日以前とする。

（退職）

第6条 再雇用職員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、退職し、再雇用職員としての身分を失う。

- 一 前条による雇用期間が満了した場合
- 二 退職を申し出て学長から承認された場合

三 死亡した場合

四 負傷又は疾病(業務上のものを除く。)による欠勤が90日に達したとき

(休職)

第7条 再雇用職員には、就業規則第16条第1号、第3号から第7号までの規定は適用しない。

(俸給月額)

第8条 再雇用職員の俸給月額は、214,000円とする。

2 前条の規定による休職者の給与は、国立大学法人岩手大学職員給与規則(以下「給与規則」という。)第44条の例に準じて支給する。

(諸手当)

第9条 再雇用職員に支給する諸手当は、次の諸手当とし、給与規則に定める職員の例に準じて支給する。

- 一 通勤手当
- 二 テレワーク手当
- 三 職務付加手当(給与規則第29条別表第16に定める作業主任者に限る。)
- 四 山上等作業手当
- 五 超過勤務手当
- 六 休日給
- 七 入試手当

(退職手当)

第10条 再雇用職員には、退職手当を支給しない。

(勤務時間、休日及び休暇)

第11条 再雇用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する事項については、次条から第15条までの定めによるほか、国立大学法人岩手大学職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規則の定めるところによる。

(所定勤務時間)

第12条 再雇用職員の所定勤務時間は、休憩時間を除き、1週間当たり35時間とする。

2 1日の勤務時間は、7時間とする。

(勤務時間の割振り等)

第13条 再雇用職員の始業・終業の時刻及び休憩時間は、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 始業 午前8時30分
- 二 終業 午後4時30分
- 三 休憩 午後0時00分から午後1時00分まで

2 前項の規定にかかわらず、業務の都合上必要があると認める場合は、始業及び終業の時刻並びに休憩時間は、個別に定めることができる。

(休暇の種類等)

第14条 再雇用職員の有給休暇は、年次休暇、病気休暇(業務上の負傷又は疾病に限る。)及び特別休暇とする。

2 再雇用職員が負傷又は疾病(業務上のものを除く。)のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合は、無給の病気休暇を与えるものとし、その期間は一の年度において30日の範囲内とする。

(休暇の換算)

第15条 休暇の時間数を日に換算する場合は、7時間をもって1日とする。

(社会保険)

第16条 再雇用職員の社会保険については、雇用保険法(昭和49年法律第116号)、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)及び国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)の定めるところによる。

(規定の準用)

第17条 再雇用職員には、この規則の定めるところによるほか、就業規則第5条から第7条まで、第10条、第22条、第26条から第31条まで、第33条から第39条まで、第44条から第56条まで、第58条、第60条及び国立大学法人岩手大学契約職員就業規則第45条から第48条までの規定を準用する。

附 則

この規則は、平成26年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年10月11日から施行し、令和4年10月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年10月17日から施行する。

(経過規定)

2 就業規則(令和5年10月17日改正)附則第2項の規定による令和5年10月17日から令和13年3月31日までの定年の段階的引上げ期間にあっては、この規則の改正後の第3条第1号中「満60歳に達した日以降における最初の3月31日以降に就業規則第21条第1号の規定により退職した者」とあるのは、「就業規則第21条第2号の規定により退職した者又は満60歳に達した日以降における最初の3月31日以降に就業規則第21条第1号の規定により退職した者」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、改正後の第9条第3号の規定は、令和6年1月25日から施行し、令和5年11月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正後の第 1 7 条の規定は、令和 8 年 1 月 2 9 日から施行する。